

坂道ジテツウプロジェクト 利用規約

飯田市は、この規約に定めるところにより、市が運営する自転車長期貸出し事業「坂道ジテツウプロジェクト」の利用を希望する者（以下「利用者」という。）に対し、市の所有する自転車及びその付属品（鍵及びチェーン錠を含む。以下「貸付自転車」と総称する。）を貸し付けます。

（趣旨）

第1条 この規約は、飯田市財務規則（昭和56年飯田市規則第7号）第223条第4項の規定により、貸付けを目的とする飯田市の物品である貸付自転車の貸付方法を定めるものです。

（貸付けの実施）

第2条 飯田市は、「坂道ジテツウプロジェクト」の実施に当たり、貸付自転車を利用者に賃貸し、利用者は飯田市が指定する「自転車等借受書」を提出してこれを借り受けるものとします。

（貸付物品）

第3条 利用者は、貸付自転車を借り受けるときは、次の表に掲げる3種の自転車のうちから利用するもの1台を選び、「自転車等借受書」に記入しなければなりません。

車種	車名	対象身長（目安）
電動アシスト付き自転車	Panasonic リチウムビビ・DX	概ね 145cm 以上
クロスバイク	FELT SPEED 30	概ね 155 c m以上
	SPECIALIZED SIRRUS ELITE	概ね 150 c m以上
マウンテンバイク	LOUIS GARNEAU LGS-XC BART	概ね 155 c m以上

（貸付期間）

第4条 第2条の規定により自転車の貸付けを行う期間（以下「貸付期間」という。）は、3カ月以内とします。

2 貸付期間は、利用者が「自転車等借受書」を飯田市に提出して貸付自転車を受け取った日から、飯田市に返却する日までとします。

3 利用者は、「自転車等借受書」により希望する貸付期間を申し出て、飯田市に貸付期間の決定を受けなければなりません。

（貸付自転車の変更）

第5条 利用者は、第3条の表の範囲内で、既に借り受けた貸付自転車の種類の変更を飯田市に求めることができます。飯田市は、利用可能な貸付自転車がある場合、この変更に応じます。

2 利用者が前項の変更を受ける場合は、飯田市に貸付自転車を返却し、改めて「自転車等借受書」を提出しなければなりません。この場合における貸付期間は、変更前の期間を通算して3ヶ月以内とします。

（貸付期間の延長）

第6条 利用者は、第4条第3項の規定により決定を受けた貸付期間の末日までに飯田市に申し出て、貸付期間の延長を求めることができます。この場合において飯田市は、3カ月以内の期間に限り、貸付期間の末日を延長することができます。

(自転車の使途)

第7条 貸付自転車の利用は、次の各号に掲げる者だけが行うこととします。これ以外の者の利用は禁止します。

- (1) 利用者本人
- (2) 利用者と同居の家族で中学生以上の者
(同居の家族の利用条件)

第8条 利用者と同居の家族で中学生以上の者(以下単に「同居の家族」という)が貸付自転車を利用する場合において利用者は、本規約において利用者が守るべき条項、自転車の取扱い方法及び自転車の取扱い上の注意点を家族に説明し、守らせる義務を負います。

2 同居の家族の利用に伴い発生した費用は、本規約の条項に定める利用者と飯田市の負担関係に準じて、利用者又は飯田市が負担するものとします。

(貸付料の額)

第9条 貸付料は、貸付期間に月額500円を乗じて得た額とします。この場合において、貸付期間に端数が生じた場合は、この期間を1ヵ月として算出します。

(貸付料の支払)

第10条 利用者は、飯田市の発行する納入通知書又は納付書により、納期限までに貸付料を飯田市に支払わなければなりません。

- 2 利用者は、貸付料を1ヵ月毎の分割又は、貸付期間一括で支払うことができます。
- 3 いかなる場合においても、一度支払われた貸付料の返却は、行いません。

(貸付自転車の引渡し)

第11条 飯田市は、貸付期間の初日に、貸付自転車を、飯田市役所において利用者に引き渡します。

(自転車の管理義務)

第12条 利用者は、貸付自転車を、善良なる管理者の注意をもって管理しなければなりません。

- 2 利用者は、法令を遵守して安全に貸付自転車を利用しなければなりません。
- 3 利用者は、運行前点検及び運行後点検を行わなければなりません。

(自転車利用状況等報告書の調製)

第13条 利用者は、貸付自転車の奇数月の末日及び利用終了時に、利用状況を集計し、飯田市が指定する「自転車利用状況等報告書」により飯田市に報告しなければなりません。

2 利用者は、前項の「自転車利用状況等報告書」を作成するのに必要な情報を、随時記録しなければなりません。

(修繕義務等)

第13条 利用者は、貸付自転車に不具合又は破損が生じた場合は、飯田市が指定する「自転車修理報告書」により飯田市に報告し、当該不具合又は破損の修繕が完了するまでの期間、使用を停止しなければなりません。

- 2 前項の場合において利用者は、飯田市が指定する指定自転車修理店において、当該不具合又は破損を修繕しなければなりません。
- 3 前項の場合は、次の各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める者がこれを負担しなければなりません。
 - (1) 通常の使用に伴う部品類の消耗又はこれに起因する不具合若しくは破損 飯田市
 - (2) 前号に規定するもの以外のパンクその他の不具合又は破損 利用者
 - (3) 錆その他の利用者の不適切な管理による不具合又は破損 利用者

(定期点検)

第14条 飯田市は、毎年10月及び3月に、飯田市の負担により、貸付自転車の保安のための点検を行います。

2 前項の点検により不具合又は破損が判明した場合は、次の各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める者がこれを負担しなければなりません。

(1) 通常の使用に伴う部品類の消耗又はこれに起因する不具合若しくは破損 飯田市

(2) 錆その他の利用者の不適切な管理による不具合又は破損 利用者

3 利用者は、飯田市が第1項の規定による点検を行う場合は、飯田市の指示に従い、当該点検に協力しなければなりません。

4 貸付期間内に前項の点検が行われる場合は、利用者の貸付期間を15日延長します。この場合において、延長した15日の貸付料は無料とします。

(保険について)

第15条 飯田市は、飯田市の負担により、貸付自転車にT Sマーク付帯保険に加入します。

2 利用者は、自己の責任において、自転車乗車時を対象とした保険に加入しなければなりません。

(事故に対する対応)

第16条 利用者は、貸付自転車の利用に起因して事故が生じた場合は、速やかに警察に届け出るとともに、飯田市が指定する「自転車事故報告書」により飯田市に報告し、必要な処置をしなければなりません。

2 利用者の過失に起因する貸付自転車の事故により第三者に損害が発生した場合は、T Sマーク付帯保険で支払われるものを除き、利用者がこれを賠償しなければなりません。

(盗難に対する対処)

第17条 利用者は、貸付自転車が盗難にあった場合は、速やかに警察に届け出るとともに、飯田市が指定する「自転車盗難報告書」により飯田市に報告しなければなりません。

2 前項の場合において利用者は、当該盗難にあった貸付自転車と同様の飯田市が指定する自転車を、飯田市が再購入する費用の一部を弁償しなければなりません。ただし、利用者が希望する場合は、飯田市の指定する自転車を利用者が新品弁償することで、再購入費用の一部弁償に変えることができます。

3 前項の規定による利用者の一部弁償額は、30,000円とします。ただし、利用者又はその同居の家族が法令又はこの規約の条項に違反した場合には、利用者の弁償額は、飯田市が貸付自転車と同様の自転車を再購入する費用の範囲内で飯田市の指定する額とします。

(鍵及びチェーン錠の紛失に対する対応)

第18条 利用者は、貸付自転車に付属する鍵又はチェーン錠を紛失した場合は、飯田市が指定する「自転車鍵等紛失届」を飯田市に提出しなければなりません。

2 前項の場合は、飯田市が新たな鍵及びチェーン錠を調達し、利用者に交付します。

3 前項の交付に要する費用は、利用者の負担とします。

(権利の移転等の禁止)

第19条 利用者は、この規約の規定により生ずる権利を利用者以外の者に行使させ、又は義務を利用者以外の者に履行させてはなりません。

(飯田市による利用の停止)

第20条 飯田市は、利用者が次の各号のいずれかに該当したと認めた場合は、貸付自転車の貸付を停止し、返却を求めることができます。

(1) 法令又はこの規約の条項に違反している場合

(2) 貸付自転車の管理の不適切に起因してその機能低下を惹起している場合

(3) 貸付自転車を適切に管理できない状態にある場合

- 2 飯田市は、利用者が、飯田市暴力団排除条例（平成23年飯田市条例第34号。以下この条において「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）又は第6条第1項に規定する暴力団関係者（以下この条において「暴力団関係者」という。）であることが判明した場合は、この利用を即座に停止することができます。
- 3 飯田市は、貸付期間において、利用者が相手方を暴力団（条例第2条第1項第1号に規定するものをいう。以下この号において同じ。）、暴力団員又は暴力団関係者であることを知りながら、これらと契約を締結した場合は、この利用を即座に停止することができます。
- 4 飯田市は、貸付期間において、利用者が暴力団、暴力団員又は暴力団関係者を相手方として契約を締結した場合（前項に規定する場合を除く。）で、飯田市が利用者に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、これに従わなかったときは、この利用を即座に停止することができます。
- 5 前各項の規定により、この利用が停止された場合は、速やかに、利用者の負担により貸付自転車を飯田市に返却しなければなりません。
- 6 前各項の規定による利用の停止に起因して利用者に損害が生じても、飯田市はその賠償の責めを負わず、利用者が既に支払った貸付料も、返還しません。

（利用者の都合による返却）

第21条 利用者は、貸付期間中において、いつでも自転車の返却することができます。この場合において飯田市は、既に受け取った貸付料の返還を行いません。

（貸付物品の返却）

第22条 利用者は、貸付を申し出た期間内に、貸付自転車を、利用者の負担により飯田市に返却しなければなりません。

（有益費等の放棄）

第23条 利用者は、利用が終了し、貸付自転車を返還する場合は、利用者又はその同居の家族が支出した必要費、有益費等について、飯田市に対しその償還の請求をすることができません。

（再貸付について）

第24条 利用者は、利用が終了した後、飯田市に対して再度の貸付けを申し出ることができます。この場合において、飯田市は、それまでの貸付期間の短い者から順に貸し出します。

- 2 前項の場合において、それまでの貸付期間が等しい者が複数いる場合は、再貸付けの申し出の時期の早いものから順に貸し出すものとします。

- 3 再貸付の方法は、本規約に定める貸付条件に準じます。

（協議事項）

第25条 この規約に定めのない事項又はこの規約の内容に関する疑義は、飯田市及び利用者が協議し、これを定めるものとします。